

年金引き下げ違憲訴訟 第18回裁判報告集会

和歌山の勝気な高齢者パワーで、必ずや勝訴を

3月12日、年金引き下げ違憲訴訟の宣伝行動・第18回裁判報告集会が行われました。主催者の挨拶で、「和歌山県は高齢者のパワーが他府県に比べて強い。この高齢者パワーで政治を変えよう。」と訴えました。



その後、芝野弁護士から裁判報告が行われ、「今回、龍谷大学社会学部の田中明彦教授からの意見書に基づく準備書面を提出し、国民年金法第4条1項は年金受給権の実質的価値の維持、確定性・具体性を裏付けるもので、生活保護を下回る削減は国民年金法と憲法25条違反であると主張した。」と説明がありました。



また陳述者の鍛地さんが発言され、「生活費の中では医療費が負担になっている。1割から上げないで欲しい」と訴えました。

そして全国が報告され、「21の地裁で国の言いなりの不当判決が出ている。和歌山での違憲訴訟裁判は今回で18回目になるが、あと数回の裁判を経て結審に向かうと思われまます。最後まで力を合わせ、奮闘しましょう。」と最後まで闘い抜く決意を固めました。

次回 第19回裁判 : 21年5月21日(金) 14:30~

時間がいつもと異なります。ご注意下さい。

◎3・12 重税反対全国統一行動～砂の丸広場に、申告書提出

3月12日に、重税反対の全国統一行動が行われました。この集会に大勢の団体関係者が砂の丸広場に集まりました。主催者の挨拶で「コロナが発生してから1年になるが、住民の生活を守る事も感染対策になる。消費税の引き下げを目指して声をあげよう」と訴えました。今年は密を避けるために行進は行わず、税務署へ申告書を提出する人数も絞っての行動となりました。



生存権裁判のご案内

■日時 3月19日(金) 午前11時

■場所 和歌山地裁 ※終了後、弁護士会館で報告・交流集会を行います。

大阪地裁で勝利判決をかちとりました。 北海道3月29日判決予定 福岡5月12日判決予定 東京 年内に判決予定